

## 支給認定基準

項目	国の基準（案）	柏市の基準（案）
「保育の必要性」の事由  ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能	<p>右欄のいずれかの事由に該当すること</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動 ・起業準備を含む</p> <p>⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週4日以上かつ16時間以上</li> <li>・夜間就労者の児童に対する昼間の保育については、夜間の就労中に家庭内に保育できる者がいることを条件とする</li> </ul> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労と同等の時間、親族の介護・看護をしている場合</li> </ul> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労と同等の時間、大学、職業訓練校等に通う場合</li> </ul> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>—</p>
区分（保育必要量）	<p>保育標準時間 ※1日11時間までの利用に対応</p> <p>保育短時間 ※1日8時間までの利用に対応</p>	<p>平均275時間／月（212時間超・292時間以下）</p> <p>平均200時間／月（212時間以下）</p>

項目	国の基準（案）	柏市の基準（案）
優先利用  「優先利用」の対象として考えられる事項（例示）	①ひとり親家庭	同左
	②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	同左
	③虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	同左
	④育児休業明け ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合 ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合 ・1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合	同左
	⑤兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	同左
	⑥その他市町村が定める事由	同左
	それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用 ※ひとり親家庭は母子寡婦法、虐待は児童虐待防止法に基づき配慮が求められる事項	同左
	このほか、選考の際に、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮すること	同左

#### 区分欄の表記

従	従うべき基準
参	参酌すべき基準